省　令

○国土交通省令第四十四号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第四項の規定に基づき、船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令

船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶料理士の資格） **第二条**　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。 一　十八歳以上であること。 二・三　（略） 2　（略）	（船舶料理士の資格） **第二条**　船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。 一　二十歳以上であること。 二・三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。